

久留米市くるめチャレンジ CBT プログラム実施業務仕様書

I 事業の概要

(1) 業務名称

久留米市くるめチャレンジ CBT プログラム

(2) 事業目的

市内市立小学校児童が当該学期に学習した内容の定着状況を早期且つ的確に把握するとともに、補充学習等に早期につなげることを通して、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。また、粘り強く問題に取り組ませることを通して、学習の達成感や満足感を味わわせるとともに、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。

また、CBTで実施し、早期に結果を可視化できるシステムを構築し、一人一人の児童自らが、学力や学習の定着状況の確認による、学びの見通しと振り返りが行えるようにする。

各学校においては、児童の学習履歴の分析結果を、個々の児童の個別最適な学びに活用しながら、指導方法全体の改善を図り、児童の確かな学力の定着や向上を推進する。

(3) 実施対象、内容等

① 小学校用

ア 実施対象：久留米市立小学校の第3～6学年児童

(第3学年：2590人 第4学年：2783人 第5学年：2827人 第6学年：2916人 学校数：全43校)

※児童数は、令和7年1月10日現在の人数

※第3学年は3学期のみ、第6学年は1学期と2学期のみ実施対象

イ 実施教科：国語・算数

ウ 実施内容：基礎的・基本的な知識・技能の定着と

知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図る。

エ 実施方法：各学校に配備されている端末・通信環境を利用し、CBTシステムを使って実施する。

実施結果をシステムで管理し、児童・学校・教育委員会で情報共有を可能にする。

オ 実施問題内容等

・年度はじめに「サンプルテスト」を設定

【サンプルテスト】：年度はじめに、教師及び児童が、チャレンジテストの概観や操作の手順等を把握するためのもの。テストの問題は、前年度の履修内容で作成すること。なお、令和7年度に提供のサンプルテストについて、委託者の修正依頼がない場合は、令和8年度以降も同じサンプルテストを使用することを可とする。

・学期ごとに、「チャレンジテスト」「やり直しテスト」を設定

【チャレンジテスト】：学期ごとに児童が合格レベルを目指して実施するテスト

【やり直しテスト】：学期ごとのチャレンジテスト後に、児童が再度合格レベルを目指して実施することができるテスト(国語はチャレンジテストと同じ問題を再利用)

(算数は、チャレンジテストの数値に変更を加えた問題で作成)

・「チャレンジテスト」「やり直しテスト」は、ともに当該学期の学習内容全範囲を出題範囲とする。

※教科・時期により、当該学期以前の内容を出題範囲に含めてもよい。

- ・「サンプルテスト」「チャレンジテスト」「やり直しテスト」は、いずれも自動採点で実施可能な問題にする。
- ・「チャレンジテスト」「やり直しテスト」の実施を通して、8割以上の問題で正解できる学力水準を目指す。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和10年(2028年)3月31日まで

2 委託内容

※1~13までの委託業務は、下表に記載の年度ごとに実施すること。

	契約日以降	令和7年度	令和8・9年度	内容
(1)	○			事業計画の策定
(2)	○	○		事業の実施に係る一連のシステムの構築
(3)	○	○	○	サポート体制
(4)	○	○	○	教科に関する実施問題の作成
(5)	○			CBT等システムの試験運用
(6)		○	○	実施・結果データの提供
(7)	○	○	○	納入物の検収
(8)		○	○	実施問題やシステムの見直しと再検討協力
(9)	○	○	○	事業全体の管理
(10)		○		事業者間の引継ぎ
(11)		○		守秘義務
(12)		○		成果物の帰属
(13)		○		協議事項

(1) 事業計画の策定

- ①本仕様書に示す各事項を踏まえ、実施を円滑かつ確実に実施するための事業計画を作成すること。
- ②各業務のスケジュールに関しては、詳細な予定を立て、確実に遂行できるようにすること。なお、スケジュールは状況により見直しや変更する場合がある。

(2) 事業の実施に係る一連のシステムの構築

本仕様書記載の内容を踏まえ、円滑に実施するためのシステムを構築し、利用可能とすること。

- ① システム形態:ブラウザにて動作するシステムであること。
- ② サーバ:クラウドサービスを利用すること。クラウドサービス利用にかかる一切の費用を提案に含めること。
- ③ 端末・OS・ブラウザアプリ:市内の小中学校で利用されている教職員及び児童が使用するすべての端末・OS・ブラウザアプリで動作できる仕様とすること。
 - ・基本OS:Windows 11 Enterprise、Chrome OS
 - ・ブラウザ:Google Chrome、Microsoft Edge
- ④ 利用者の端末の環境変更が生じて、システムが継続して動作できるように準備しておくこと。(ウイルスパターンファイルの更新、OSパッチ適用、Windowsアップデート、Chrome OSアップデート等)
- ⑤ 処理能力:市内の児童の全員(3学年:約7800人)の同時使用に足る情報処理能力をもつこと。

⑥ CBT 機能:

- ア 問題は選択式、短答式、記述式、空欄補充の問題を、タップやドラッグ&ドロップ、キーボード入力にて解答できること。
- イ テキスト、図、写真、音声、動画などを使用してテストを作成できること。
- ウ ファイルサイズが大きいデータについては、ネットワーク負荷による遅延が起らないように工夫されていること。
- エ 受験者の割り当ては、学年、クラスごとなど簡単に行えること。
- オ 当日欠席した児童などは後日受験が可能であること。
- カ 画面上にタッチペンや指でメモ書きができること。
- キ テストは教師が「公開」すること(時間設定もしくは公開ボタンを押す等)で、児童が解答できるようになること。また、テストの終了や答案返却についても、教師の意図が反映できるよう工夫すること。
- ク 漢字の振り仮名(ルビ)が必要な児童や、色覚に配慮が必要な児童への対応を考慮して作成すること。
- ケ 算数については、分数など、学齢に応じた問題の解答に必要な数式入力が可能であること。

⑦ 学習結果、履歴等の閲覧機能:

- ア 児童が成績(合計点、平均点、平均正答率、問題別の正誤状況等)を閲覧できる機能があること。
- イ テスト返却後、解答状況に応じてヒントや解説を児童が確認できる機能を工夫すること。
- ウ 間違えた問題については、解き直しができる機能があること。
- エ 児童が、1年度分のチャレンジテスト、やり直しテストの実施及び学習履歴を閲覧でき、達成状況を視覚的に確認できる機能、また、児童が目標達成した際の演出機能を工夫すること。
- オ 教師が、教科別・観点別・小問別等で、合計点・平均点を即時的に表示・閲覧できる機能があること。また、それらを教師が Excel 形式等で出力できること。
- カ 計算時のメモがしやすく、答案返却後に間違えの確認がスムーズに行えるように、問題毎に枠付けされたメモ用紙(プリントアウトして使える原紙)を準備すること
- キ 教育委員会が、学校ごとの実施状況や結果を閲覧できる機能があること。また、それらを Excel 形式等で出力できること。
- ク その他、表示可能な項目や機能があれば、提案すること。

⑧ 児童用アカウント管理:

- ア SSO 連携:Google ID でシングルサインオン(SSO)、もしくはそれに準じた簡易的なログイン方法にて利用できること。
- イ 登録:各学校で必要項目を入力できる Excel 形式等のフォーマットが提供され、そのフォーマットを使って簡単に登録できること。
- ウ 年度更新作業において負担軽減になる機能があれば、提案すること。

⑨ クラウドサービスにおけるハードウェア環境、セキュリティ対策等について

- ア 受託者は、セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を本市と協議の上、必要十分な対策を行うこと。
- イ ウィルス対策や不特定の者がアクセスできないよう、アクセス制限機能を有すること。また、ネットワークへの侵入検知、防止機能を有するほか、定期的なバックアップ体制が整備されていること。
- ウ 適切なウィルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。

また、適切な構成管理を行い、採点業務システムの動作に必要なソフトウェアの削除又はサービスの停止を行うこと。

エ 利用者が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の児童に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行える環境とすること。

(3) サポート体制

① 利用マニュアルの作成

本仕様書記載の内容を踏まえ、円滑に実施できるように、利用者マニュアルや動画等を作成し、提供すること。

② 児童がCBTを円滑に受験できるようにするために、テスト前に視聴する2~3分程度の説明動画等を作成し、提供すること。(令和8年度以降も活用できるようにすること。)

③ 利用者説明会の実施・運営協力

システムのしくみや活用方法等についての理解を深めるため、各学校等を対象とした複数回の利用者説明会を実施すること。

④ 導入後、各学校での利用に際し、動作環境に係る実証実験に協力すること。また、改善が必要な場合は、原因の解明とともに、必要な手立てを講じること。

⑤ 導入後、操作及びシステムの問い合わせ窓口(メール又は電話)があること。(システム提供事業者の窓口でも可とする)

⑥ 緊急時の対応が行えるよう、管理担当者に対し緊急連絡先を提示すること。

⑦ システム不具合が発生した際には、速やかに適切な処置を行うとともに、バージョンアップの際にはシステムを最新版にアップグレードすること。

(4) 教科に関する実施問題の作成

① 要件に即した実施問題を作成し、委託者の確認を経て、必要に応じて修正を行い、委託者の承諾を得て確定させること。

② 40分で終わるような問題量とすること。

③ 必要に応じて、図版や文章・資料等を使うこと。

④ 国語については、本市が採択している教科書に掲載されている文章だけでなく、掲載されていない文章も用いて読解力を問う問題を設定すること。

⑤ チャレンジテスト問題は、基礎的・基本的な知識・技能を8割、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を2割の割合を目安として作成すること。

⑥ やり直しテストはチャレンジテストと同程度のものとする。

(国語はチャレンジテストと同じ問題を再利用)

(算数は、チャレンジテストの数値に変更を加えた問題で作成)

⑦ やり直しテストは1回以上実施できること。

⑧ 国語のチャレンジテストは、答案返却後、ヒントや解説は表示されず、間違えた問題の解き直しができるようにすること。

- ⑨ 国語のやり直しテストは、答案返却後、ヒントや解説が表示され、解き直しができるようにすること。
- ⑩ 算数のチャレンジテスト・やり直しテストは、答案返却後、ヒントや解説が表示され、間違えた問題の解き直しができるようにすること。
- ⑪ システムを活用したチャレンジテスト、やり直しテストを実施しても目標達成が難しい児童がいた場合に、目標達成をめざして繰り返しチャレンジテスト、やり直しテストに取り組むことができるよう、プリントアウトして活用できるテストデータを PDF ファイルにて各学校及び教育委員会に提供すること。
(国語については、新たな著作権料が発生しない範囲内での提供とする。)
- ⑫ その他、学力定着のための付加機能(補充問題等)がある場合は、提案すること。

(5) CBT 等システムの試験運用

- ① システムや問題内容の確認のため、試験運用を実施すること。
- ② ①の結果を踏まえ、必要に応じて令和7年度に向けたシステムや問題の見直し等を行うこと。

(6) 実施・結果データの提供

システムを用いて、実施結果を児童・学校・教育委員会で共有できるようにすること。

(7) 納入物の検収

納入物について、本仕様書の記載事項が満たされていることを、委託者が年度ごとに確認したことをもって検収とする。

(8) 実施問題やシステムの見直し

利用状況や結果を踏まえ、受託者は、本事業の目的の実現に向けたシステムの見直しを行うこと。

(9) 事業全体の管理

- ① 本仕様書や提案内容に基づき、事業のスケジュール・進捗状況等を適切に管理すること。
- ② 事業の各工程の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。

(10) 事業者間の引継ぎ

- ① 契約満了後の実施に当たり、事業者間で引継ぎが必要となる事項については、次年度以降の受託業者への引継ぎに協力すること。
- ② 業務引継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合、移行のために必要となる全データを汎用的なデータ形式(CSV等)に加工し提供すること。

(11) 守秘義務

- ① 事業の実施で知り得た情報を第三者に漏えいしないこと。
但し、次のいずれかに該当する情報は除く。
・既に、公知であるもの

- ・取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ・法令等に基づき開示されるもの
 - ・第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に委託者と協議の上、承認を得たもの
- ② 当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。
 - ③ 当該の情報は委託者が指定する時期に適切に廃棄すること。
 - ④ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じること。

(12) 成果物の帰属

- ① 納入された成果物の所有権は、委託者の確認をもって委託者に帰属する。
- ② 成果物のうち、本事業開始前から受託者が著作権を有するプログラムや実施問題（問題に含まれる文章や写真等、著作権が委託者・受託者以外に属するものを除く）については、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む。）その他一切の知的財産権は、受託者に帰属する。

(13) 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合、あるいは想定外の事象が発生した場合は、委託者と協議の上、適切に対処すること。

3 セキュリティについて

委託者は業務遂行にあたって、本市で定める次の法令、条例等を遵守すること。なお、これらの法令条等の改正があったときは、改正後の規定を遵守すること。

- 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する関係法令
- 久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)
- 久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)
- 久留米市情報セキュリティ規則(平成15年久留米市規則第50号)
- 久留米教育委員会学校情報セキュリティ規則(平成29年久留米教育委員会規則第2号)

委託者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する機密を業務以外に利用し、又は第三者に漏えいし、若しくは開示してはならない。また、委託者は、業務契約期間内だけでなく、契約終了後も情報機密保護を行うこと。

4 担当者

久留米市教育委員会学校教育課(担当:指導チーム学力向上担当指導主事)

住所:〒830-0852 久留米市城南町15-3

電話:0942-30-9217

FAX:0942-30-9719

E-mail:gakkyo@city.kurume.lg.jp